**よくある質問**

1. 申請から認定までの期間はどれくらいかかりますか。

　　→標準処理期間は30日（他省庁等と共管の場合は45日）です。申請書に不備がある場合は、差替え等が発生し、手続きが長期化する場合もあります。

　②　もし申請書に不備があったら、どうなるのですか。

　　→当局から電話でご連絡し、差替えをお願いしております。

　③　不認定になることはありますか。

　　→制度上はありえますが、書類の不備があれば差替えをお願いしているため、一度もご連絡せずに不認定となることはありません。

　④　申請日はいつの日付を書くのですか。

　　→基本的には申請書を作成した日を記入して下さい。

　⑤　個人の場合、認印や署名でもいいのですか。法人の場合はどうですか。

　　→個人の場合、いずれも結構です。

　　→法人の場合、署名は結構です。押印については法人印（実印）をお願いします。

* 令和２年12月28日から法改正により、法人・個人ともに押印不要となりました。

　⑥　法人番号がわからないのですが。

　　→国税庁の法人番号公表サイトで調べることができます。

　⑦　実施期間はどのように設定すればよいのですか。

　　→原則、申請日より後に実施期間の開始となります。ただし、実施期間の開始を申請日より前の月に設定する場合は、申請日前60日以内として下さい。

⑧　該当する事業分野別指針がない場合、何を参照すれば良いですか。

　　→基本方針をご参照ください。

⑨　基本方針を用いる場合、「６　経営力向上の内容」の「事業分野別指針の該当箇所」はどのように記載すれば良いですか。

　　→空欄で構いません。

⑩　「８　経営力向上設備等の種類」欄は必ず記載が必要ですか。

　　　→Ａ類型・Ｂ類型・Ｃ類型の税制軽減措置の適用を受けない場合は、記載不要です。記載する場合は、当該設備がこれらの措置の適用対象であることを示す証明書の写しをあわせてご提出下さい。

⑪　事業所設立（開業）後の期間が短い事業者からの申請は受理されますか。

　→　個人事業主なら開業していること、法人なら登記していることが必要です。更に、たとえ期間が短くとも（労働生産性などの）実績数値が出せることが最低限必要です。

⑫　個人事業主の成立要件は何ですか。

　→　個人事業主の場合は、開業届（税務署に提出する「個人事業の開廃業届出書」）が提出されていることが必要です。

⑬　事業開始後間もない場合、「５　経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標」の「Ａ　現状（数値）」欄はどう記入すればよいですか。

　　→「Ａ　現状（数値）」がゼロの場合や見込みを含む数値の場合、現状値と比較した目標伸び率を設定できないため、認定要件を満たさないこととなります。例えば３ヶ月分の実績を４倍して１年間に換算する等、比較可能な実績値として算出できれば認定は可能です。

⑭　遡及申請は設備の取得から６０日間とされており、まもなく期限が到来するが、まだ工業会の証明書が取得できていません。期限内に申請書を提出した後、証明書を提出することはできないか。

→　基本的には、証明書等の関係書類が整っていなければ受理できません。ただし、証明書取得時期が間もないことが明確である場合は受理することもあります。（その場合は個別に判断させていただいています）

　　なお、証明書がない状態で申請された場合で、証明書が間に合わなかった場合の申請書は返戻させてもらいます。

⑮　実施期間は、３年、４年、５年ちょうどか。端数があってもよいか。

　　→　端数は認められません。３年、４年、５年のいずれかとしていただきます。

⑯　すでに設備等を取得済みであり、遡及して申請したいが実施始期はいつになりますか。

　　→　遡及限度は６０日間とされており、遡及できる実施時期の始期は２ヶ月を限度としています。なお、設備等の取得時期が計画の実施時期の中に含まれていることが必要です。

⑰　最大６０日の遡及に関して、どこからカウントするのか。

　　→　基本的には、納品日や引き渡し日等、所有権を得た日から算定します。

⑱　事業者の規模についての記載は必要ですか。

→　事業分野別指針において規模の範囲が定められているものについては記載してください。規模によって「６の具体的な実施事項」の数や内容が異なることがあります。

⑲　変更申請に当たり、新しく決算数字が出ている場合はその記載が必要ですか。

→　前回申請と比較して、新たに決算数字が出ている場合には、できる限りその内容を記載願います。

⑳　決算が終了していない場合の労働生産性の「Ａ現状（数値）」はどのように記載したらよいですか。

→　直近の決算数値の記載が原則です。設立後の期間が短く決算が出ていない場合は、合理的な算出方法で現状値（実績）を年間ベースに置き直して記載してください。

㉑　医療業の指標には目標伸び率が示されていないが、労働生産性を指標とする場合、伸び率をどのように設定しなければならないか。また、他の指標を設定する場合はどうか。

→　医療業の指標に関しては、具体的な数値目標は示されておらず基準となる目標伸び率はありません。そのため、各事業者において客観的に評価可能な指標を設定してください。なお、労働生産性を指標とする場合には、他の指針に示されている伸び率に準じて設定してください。

㉒　介護・保育・障害福祉分野において、労働生産性を指標にしてよいか。

→　各指針においては「一概に労働生産性の向上という指標を用いて経営力向上の度合いを測ることはできない（適切ではない）」とされていますが、人員削減等を目的にするものでなければ、一律に不適切とはしていません。

㉓　旅館業における労働生産性の指標について、（営業利益＋人件費＋減価償却費）÷労働投入量（労働者数×１人当たり年間就業時間）で求めることとしていますが、なぜ就業時間が必要なのですか。

→　宿泊業界は残業等の多い業界であるため、正確な労働時間を把握・管理することが望ましいとして、年間就業時間を規定しています。

㉔　外食・中食産業の指標である労働生産性は、時間当たりでの算定が必要か。

→　事業の実態を踏まえ、指針において時間当たりが適切とされています。どうしても算定が困難な場合にのみ、１人当たりの年間数値を使用しています。